平成２８年（フ）第６２号
北海道白老郡白老町字萩野280番地18
債務者　鶴ケ崎祐治
1　決定年月日時　平成28年７月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八木橋俊輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第６３号
北海道白老郡白老町字萩野280番地18
債務者　鶴ケ崎シズ子
1　決定年月日時　平成28年７月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八木橋俊輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第６４号
群馬県館林市つつじ町27番28号
債務者　奈良　政彦
1　決定年月日時　平成28年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川田　篤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月15日午後４時45分
5　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第２８１号
広島市安佐北区可部南２丁目７番１―304号
債務者　福田壽美**惠**
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　有紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月２日午後４時
5　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２８号
香川県高松市檀紙町1729番地１　グラスランドレジデンスＤ―102
債務者　正木　潤
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木寿徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第６５号
北海道苫小牧市緑町１丁目28番12号　パークハイツコスモ緑町203号
債務者　高本　哲也
1　決定年月日時　平成28年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第４０号
秋田県大館市字谷地町後11番地11伊藤貸家Ｃ号室、借入時住所東京都杉並区久我山３―15―16リトルブーケ久我山208
債務者　畠山　匡辰（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２８年（フ）第４８号
群馬県桐生市広沢町４丁目1834番地の14
債務者　藤信千枝美
1　決定年月日時　平成28年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第１６６号
新潟市東区長者町４番21号
債務者　高橋　初乃
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１７２号
新潟市西区上新栄町３丁目３番12号　スターハイツ105号
債務者　高橋由紀子
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１７６号
新潟市中央区南出来島１丁目13番12号
債務者　澤口　芳恵
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９２号
新潟市西区五十嵐２の町9101番地７、前住所新潟市南区白根314番地10
債務者　宮尾　隆
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９４号
新潟市西蒲区越前浜6906番地24
債務者　和田　文男
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９９号
新潟市東区はなみずき２丁目９番８号　ブルーム・はなみずき303号
債務者　武藤　忍
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１９号
金沢市窪１丁目171番地
債務者　砂山　尚徳
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１３０号
石川県野々市市郷町135街区１番　カメリアプレイスＡ棟105号
債務者　松尾　猶也
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１６３号
金沢市円光寺３丁目８番16号
債務者　久木久美雄
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
金沢地方裁判所民事部